

介護予防訪問介護相当サービス

訪問介護ずっと運営規定

(事業の目的)

第1条 合同会社ずっとが開設する訪問介護ずっと（以下「事業所」という。）が行う介護予防訪問介護相当サービス（訪問型サービス「第1号訪問事業所」）（以下「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態等にある高齢者に対し、訪問型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問型サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1 事業所が実施する訪問型サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる支援を行うものとする。
- 2 訪問型サービスの実施に当たっては、利用者の心身状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を的確に把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 3 訪問型サービスの実施に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 訪問介護相当サービスの実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 訪問介護ずっと
- ② 所在地 一宮市三条字西蛭子38-1ニューハイム III301号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

管理者はサービス提供責任者及び訪問介護員を兼務することができる。

兼務する場合は、適切な勤務時間を確保し、業務に支障がないものとする。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・介護予防訪問介護相当サービス計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 2.5以上（常勤換算）

訪問介護員等は、訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- ③ サービス提供時間 日曜日から土曜日 午前7時から午後7時
- ④ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 訪問型サービスの内容は次のとおりにする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス

旧介護予防訪問介護に相当するもの

- 2 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額又は、関係市町村が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬の告示上の額又は関係市町村が定める額に各利用者の負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所の実施地域を越える地点から、片道3キロメートル未満の場合は500円を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えてから、片道3キロメートル以上の場合は500円に1キロメートルあたり100円追加。
- 4 訪問型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は一宮市、稲沢市とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ④ 事業所において、訪問介護員等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- ⑤ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情解決)

第10条 事業所は提供した訪問型サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は提供した訪問型サービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは、市の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は国民健康保険団体連合会の調査にできる限り協力するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回以上

- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社ずつとと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。